

審査規約

第1条（総則）

1. 技術資格の厳正かつ公正な運用管理は、本法人の根幹をなすものである。有資格者は、本法人の技術管理者として威儀を正し、その重大な責任を自覚して職務に当たらなければならない。
2. 本規約は、本法人が実施する公認資格審査（級審査、段審査および技術免許（IRE ライセンス）試験）の実施基準を定めるものとする。
3. 審査員は、審査実施前に審査内容を開示してはならず、また、本部の公式発表前に審査結果を公表してはならない。
4. 審査員は、審査に際し、受験者の会員証を確認しなければならない。
5. 受験者は、審査前に所定の審査料を支払わなければならない。また、合格者は所定の登録料を支払わなければならない。なお、審査料は合否にかかわらず返還しない。
6. 審査長は、審査結果を速やかに本部データベースへオンライン登録しなければならない。

第2条（審査会の審査員構成）

審査会は、次に定める審査員により実施するものとし、審査長が審査結果の登録を行うものとする。

1. 級審査

D級以上の審査員資格を有する所属道場の道場長が実施する。ただし、道場長は必要に応じて、有資格審査員に審査を委任することができる。

2. 段審査

審査員資格を有する複数の審査員により、公正かつ公平な審査を実施しなければならない。

初段：D級以上の審査員を1名以上含むこと。

二段～三段：C級以上の審査員を1名以上含むこと。

四段：B級以上の審査員を1名以上含むこと。

五段：A級審査員を1名以上含むこと。

六段～八段：首席師範が実施する。

九段～十段：定めず。

3. 技術免許（IRE ライセンス）試験

本部主催の公認試験会場において、首席師範が実施する。

第3条（級審査の実施要項）

1. 級位は、受験者が所属する道場のみが認定し、発行することができる。
2. 審査長は、級審査結果を速やかにオンラインで登録しなければならない。
3. 審査結果は受験者のデジタルパスポートで確認でき、本部認定の級位証書を発行する。

第4条（段審査の実施要項）

1. 段位は初段から始まり、各段位を順次受験するものとする。
2. 受験段位以前の級位または段位の登録履歴が確認できない者は受験することができない。審査員は、その者を受験させてはならない。
3. 段審査は、別に定める審査要綱に基づき実施する。ただし、審査長は必要に応じて審査項目を追加することができる。
4. 審査結果は、次の各号のとおりとする。

（1）合格

技術規約に定める基準を満たした者。

（2）再審査

審査長は、若干の改善により合格が見込めると判断した者について、適切な時期に再審査を実施することができる。段位の認定日は、再審査合格日とする。

（3）不合格

技術規約に定める基準を満たさない者。不合格者は、次回以降の審査会において同段位を再受験するものとする。

5. 審査長は、段審査結果を速やかにオンライン登録しなければならない。
6. 合格者は、本法人ウェブサイト上で公表する。不合格者は公表しない。

第5条（段位の受験資格）

段位受験者は、原則として次の受験資格を満たさなければならない。ただし、首席師範が特に認める場合は、この限りでない。

1. 初段：1級保持者
2. 二段：初段取得後1年以上
3. 三段：二段取得後2年以上
4. 四段：三段取得後3年以上
5. 五段：四段取得後4年以上
6. 六段：五段取得後6年以上
7. 七段：六段取得後8年以上
8. 八段：七段取得後10年以上
9. 九段：別に定める。
10. 十段：別に定める。

第6条（技術免許（IRE ライセンス）の受験資格）

1. 指導員（Instructor）および審査員（Examiner）の免許は、次の受験資格を満たさなければならない。

D級：三段以上

C級：四段以上

B級：五段以上

A級：六段以上

2. 審判員免許の受験資格は、所定の審判員講習を受講し、かつ試合審判実績を有する者とする。

第7条（技術免許（IRE ライセンス）試験の実施要項）

1. 技術免許（IRE ライセンス）試験は、首席師範が実施する。
2. 試験結果は、本法人ウェブサイト上で公表する。

第8条（他団体からの技術資格の移籍）

1. 級位の移籍は、原則として自動承認する。
2. 段位の移籍は、首席師範による再審査を要する。
3. ただし、三段以下で現有段位が本法人の認める信頼できる団体から授与されたものである場合は、首席師範の承認をもって再審査を免除することができる。
4. 技術免許（IRE ライセンス）の移籍は、首席師範による再審査を要する。

発効:令和3年年 4 月 1 日

改訂:令和6年 12 月 1 日